

船舶事故調査報告書

平成24年2月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年7月17日（土） 07時45分ごろ
発生場所	静岡県浜松市浜名港沖 浜松市所在の浜名港口離岸導流堤灯台から真方位254° 2.2海里付近 （概位 北緯34° 39.7′ 東経137° 33.3′）
事故調査の経過	平成22年7月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第二 ^{せいりゅう} 正龍丸、7.9トン SO2-3845（漁船登録番号）、個人所有 13.88m（Lr）×3.09m×1.13m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数100、昭和59年3月15日 B モーターボート ビーナス、5トン未満 242-23303静岡、個人所有 5.37m（Lr）×1.95m×0.99m、FRP ガソリン機関（船外機）、44kW、平成10年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 56歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年8月7日 免許証交付日 平成20年8月7日 （平成25年8月6日まで有効） B 船長B 男性 54歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年11月15日 免許証交付日 平成21年1月19日 （平成26年11月14日まで有効）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 船首部擦過傷 B 全損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、浜名港口離岸導流堤灯台南方沖で僚船（網船）と揚網をしたのち、魚群を探すために沿岸に向けて北西進した。A船は、速力約14ノット（kn）で航行しており、船首部が浮上して船首方に死角があった。 船長Aは、沿岸に向かう途中、B船を認め、沿岸を海岸線にほぼ平行に

	<p>航行したのちに沖の僚船に接近するため、魚群探知機を作動させながら、速力約14knで南東進していた。</p> <p>船長Aは、沖の僚船に接近する際、船首方の死角を補う見張りをせずに航行していたところ、平成22年7月17日07時45分ごろ衝撃を感じた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人2人を乗せ、07時30分ごろ浜名港口離岸導流堤灯台西方沖で船首を沖に向けて漂泊しながら魚釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、衝突直前、左舷船尾で沖を向いて休んでいたところ、B船の右舷側で魚釣りをしていた友人が「船、船」と叫んだのを聞き、右舷船尾45°50m付近に接近してくるA船を認めた。</p> <p>船長Bは、衝突を回避するために機関を始動させるのは間に合わないと思い、友人2人と共に海に飛び込み、B船の右舷船尾部とA船とが衝突した。</p> <p>B船は転覆し、船長B及び友人2人は、付近を航行していた遊漁船及びA船の僚船に救助された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2.0m/s、視程 約19.9km</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
その他の事項	<p>船長Aは、日頃、針路を変えて船首方の死角を解消していた。</p> <p>A船は、レーダーがなかった。</p> <p>船長B及び友人2人は、救命胴衣を着用していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は南東進中、B船は漂泊中、浜名港口離岸導流堤灯台西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首方の死角を解消せずに航行し、適切な見張りを行っていなかったことから、衝突するまでB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は南東進中、B船は漂泊中、浜名港口離岸導流堤灯台西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首方の死角を解消せずに航行し、適切な見張りを行っていなかったことから、衝突するまでB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は南東進中、B船は漂泊中、浜名港口離岸導流堤灯台西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首方の死角を解消せずに航行し、適切な見張りを行っていなかったことから、衝突するまでB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、浜名港口離岸導流堤灯台西方沖において、A船が南東進中、B船が漂泊して釣り中、船長Aが適切な見張りを行わず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船首部が浮上して船首方に死角が生じるときには、適宜、針路を変えて死角を補う見張りを行うか又は速力を減じて死角の解消を行うこと。 								